平成14年(行ケ)第571号 審決取消請求事件 判 決

主 文

1 本件訴えを却下する。

2 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 原告の請求

特許庁が不服2002-2656号事件について平成14年9月17日にした審決を取り消す。

第2 事案の概要

本件は、原告が、平成4年1月8日、発明の名称を「距離感のある音像を採取する集音装置および集音方法」とする発明につき特許出願(平成4年特許願第38896号)をしたところ、平成13年12月11日に拒絶査定を受けたので、平成14年1月9日に拒絶査定不服の審判を請求し(不服2002-2656号事件)、特許庁により平成14年9月17日に「本件審判の請求は、成り立たない。」との審決(以下「本件審決」という。)がされたために、本件訴えを提起して本件審決の取消しを求めたものである。

第3 当裁判所の判断

- 1 本件記録によれば、本件審決の謄本が原告に送達された日は、平成14年10月10日であり、原告が本件審決取消訴訟の訴状を当裁判所に宛てて郵送し、これが当裁判所に送達された日は、同年11月13日であることが明らかである。
- 2 ところで、審決取消しの訴えは、審決の謄本の送達があった日から30日を 経過した後は提起することができない(特許法178条3項)ところ、上記1認定 の事実によれば、本件訴えは、本件審決の謄本が原告に送達された平成14年10 月10日から既に30日を経過した同年11月13日(上記期間の満了日は同月1 1日)に提起されたものと認められるから、出訴期間を経過して提起されたものと いわざるを得ない。
- 3 以上によれば、本件訴えは不適法であり、その不備を補正することができないものであるから、行政事件訴訟法7条、民事訴訟法140条を適用して、却下することとし、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第3民事部

 裁判長裁判官
 北
 山
 元
 章

 裁判官
 橋
 本
 英
 史

 裁判官
 絹
 川
 泰
 毅